

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		子育て支援医療費助成事業に係る受給資格の登録
根拠条例・規則名		さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
条 項		(条例) 第 2 条、 7 条 (規則) 第 8 条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 保険年金課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	申請者の監護する乳幼児・児童が以下の要件をすべて満たすこと。 (1)さいたま市内に住所を有すること。 (2)医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者、又は被扶養者であること。 (3)中学校を卒業する日の属する月の末日までにあること。 (4)他の法令等により保険診療一部負担金が支給または免除される資格を有していないこと。
	設定等年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日設定 平成 2 1 年 1 0 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即 日
	設定等年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日設定 平成 2 1 年 1 0 月 1 日最終改正
備 考		